

大阪市発達障がい児専門療育機関業務仕様書

1 事業概要

本事業は、自閉スペクトラム症（自閉症、アスペルガー症候群、自閉症スペクトラム、広汎性発達障がいを含む）（以下「自閉スペクトラム症」という。）の児童を対象に、身辺自立や集団への適応に向けた日常生活の力を伸ばすため、専門療育機関を設置し、個別的・専門的なプログラムによる発達支援や保護者研修を実施することで、自閉スペクトラム症を有する児童及びその家族の福祉の向上を図る。

2 事業の対象者

大阪市内に居住し、医師が自閉スペクトラム症であると診断した児童、及びこれらの児童の保護者で、障がい児通所給付費の支給決定を受け、専門療育機関の利用を希望し本市に利用申込みをされた方。

なお、すべての専門療育機関は未就学児を対象とするが、一部の専門療育機関では、併せて学齢児も対象とする。

（未就学児：3歳（9月1日時点）から年長児　学齢児：小学1年生から小学3年生）

3 設置場所等

児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、本市が募集する区域において児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む。また、学齢期の受け入れを行う場合は放課後等デイサービス事業所）の指定を本市から受けている事業者。なお、指定を受けていない場合は、事業開始までに指定を受けることができる事業者とする。

ただし、指定を受けていない事業者については、すでに募集区域外での運営経験がある、もしくは児童発達支援事業所での勤務経験者を当事業の療育従事者に配置できるなど、児童発達支援事業所の運営に関する経験がある事業者とする。

4 開設時間帯等

原則、週5日以上開設すること。（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）

開設日及び時間帯は、対象児童及び保護者が、利用しやすい曜日や時間設定を行うこと。（就学前の児童については、並行通園を前提として所属園の保育時間と重複することは差支えない。ただし、対象児童や保護者の状況に応じた曜日や時間帯に配慮して、可能な範囲で対応すること。）

緊急時の連絡については、開設時間外や休日（土・日・祝日）も連絡が取れるような体制を整備すること。

5 履行期間

令和7年9月1日から令和10年8月31日まで

6 業務内容

（1）児童の療育

ア アセスメント

アセスメントにあたっては、発達検査・心理教育診断検査等の客観的指標に基づき、児童の状態の把握・分析を行うとともに、児童の行動観察、児童・保護者との面接で把握された生活状況や支援ニーズの把握の結果を踏まえ、児童の特性、ソーシャルスキルなどの日常生活全般の状況、児童を巡る家庭や所属園の環境評価も併せて、身辺自立や集団への適応に向けた児童それぞれの力を伸ばすための児童発達支援計画の原案の作成を行うこと。

イ 児童発達支援計画

児童発達支援計画の作成にあたっては、上記のアセスメントに基づき、保護者の希望も踏まえた上で作成された原案について、保護者に児童の特性や支援ニーズといった内容の説明を行いながら、児童の療育における目標を保護者と共に設定すること。

ウ 療育

自閉スペクトラム症の認知等の特性を踏まえた指導手法を用いて、児童が自己肯定感、達成感、楽しみを感じ、自主性を育むよう配慮しながら、対象児童の児童発達支援計画を踏まえ、身辺自立や集団への適応に向けた日常生活の力を伸ばすための療育を実施すること。

療育は個別化された評価に基づき、一人一人に合ったプログラムとし、原則として個別の療育とする。1人あたりの療育期間は9月から翌年8月の1年間とし、療育回数は、2週間に1回程度を目安とし年間20回とする。

対象児童の療育により効果的と考えられる場合は小グループでの療育を可能とするが、グループ構成は児童の発達水準等を考慮すること。

児童が欠席した場合は、可能な限り日時の振替を行い、指定の療育回数を実施すること。

また、療育利用中の児童に対して、指定の療育回数を終える前に、児童が転出等により療育を中止した場合は、速やかに本市に連絡し、本市が紹介する補充児童に対し、療育及び保護者研修を開始すること。ただし、補充で療育開始する児童については、療育を中止した児童の療育の残回数を上回らない限りにおいて療育を実施すること。

エ 保護者への指導・助言

毎回の療育には保護者も原則参加し、療育場面等を通じて保護者が児童の特性を理解し、療育のなかで身につけたことを日常生活の場に広げ育児を行うことができるよう、指導・助言を行うこと。

オ 関係機関・所属園との連携

対象児童への支援が、その特性やニーズに対応し、一貫性・連続性をもって行われるよう、必要に応じて相談支援機関や区役所などの関係機関や所属校園、医療機関との連携、協力及び支援方法等の共有や関係機関等への支援を行うこと。

カ 職員の資質の向上

専門療育機関としての責務を果たせるように、職員に対する研修を実施することや、事業所外で実施される研修等を受講するなどし、自閉スペクトラム症の児童への対応や家族支援等について常に資質の向上に努めること。

(2) 保護者の研修

前記の療育場面での保護者の指導・助言に加え、保護者が児童についてより理解を深めるため、自閉スペクトラム症の特性や支援についての研修を保護者が年間8回から10回程度（おおむね月1回程度の間隔）受講できるよう実施すること。あわせて、研修受講後の保護者の理解度等を確認し、保護者支援において理解度に応じた指導、助言を行うこと。

研修にあたっては、自閉スペクトラム症の特性の理解および特性に合わせた支援等の講義や、対象児童の特性や保護者の状況に応じたグループでの意見交換や実習などの保護者同士の交流ができる参加型研修、自閉スペクトラム症の児童の養育経験者による体験談と質疑応答など保護者が今後の養育に見通しと希望を持てるような研修等、方法や内容を工夫して実施すること。

また、保護者に対して研修の参加や受講を促せるよう、実施方法については個別の事情に応じ可能な限り配慮すること。

(3) 療育プログラム検証資料の提供

専門療育機関の質の確保と向上のために療育効果の検証及び指導を予定している。

療育効果の検証については毎年度実施し、次の資料を本市が指定する時期に提出すること。受注者は保護者に対して、家族自信度アンケートと療育利用者アンケートを実施すること。なお、アンケート内容は本市が作成する。

ア 家族の自信度アンケート

療育開始前（事前説明から利用開始1か月以内）及び療育実施後（利用終了1か月前から利用最終日）に保護者に対して実施すること。それぞれ実施後1か月以内に本市へ提出すること。

イ 療育利用者アンケート

各年度の療育終了後に実施し、保護者が記入する。
実施後1か月以内に本市へ提出すること。

ウ アセスメント、児童発達支援計画、療育の記録等

療育や研修の内容を確認するため、必要に応じて本市職員（本市業務の受注者を含む。）による確認を行うほか、写しの提出を求めることがある。また、専門療育の効果検証についての調査協力を求めることがある。

(4) サポートブックへの記載および作成支援

本市では、社会の中で発達障がいがいより理解され、発達障がい者が生活の中で生じる困難感の軽減を図ることを目的として、関係者への理解促進や意思疎通の手助けとなるよう、サポートブックの普及啓発を行っている。

児童や保護者への支援として、関係機関や所属校園に保護者が相談する場合など児童の特性等についてあらかじめ理解を促し、できる限り円滑に新しい環境に慣れ良好な関係を築くことができるよう、本市で作成したサポートブック等の作成支援も含めて保護者と相談しながら、有効に活用できるよう支援を行うこと。

(5) 発達ノートへの記載

発達ノートの所持の有無を保護者に確認し、所持している場合は、同ノートの「通所（入所）施設の記録」欄に専門療育機関の利用履歴を記入するとともに、必要に応じて保護者と相談しながら発達ノートの記載の支援を行うこと。

7 職員の配置

本事業の実施にあたり、次のとおり人員を配置すること。

- (1) 受入れ児童の年齢等に応じ「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）」の規定以上の職員配置を行うこと。
- (2) 個別的・専門的療育の実施にあたり必要な職員体制（児童1：療育従事者1以上）を確保すること。
- (3) 療育に従事する職員については、コミュニケーションやソーシャルスキルの障がい等のある自閉スペクトラム症の児童への個別的・専門的療育が行えるよう、臨床心理士、言語聴覚士、保育士等のいずれかの資格を有し自閉スペクトラム症にかかる知識を有す

るもの、もしくは、発達障がいにかかる支援者等への研修講師の実績がある等、療育に関する相当の経験および知識を有するものを配置すること。

- (4) (1)から(3)に基づき配置された職員に病気等により欠員が出た場合は、早急に代替職員を配置すること。

8 経費負担区分

この事業の実施にかかる経費の算出内訳については「**下表**」のとおりとする。

本市は、当該事業に係る経費として、(1)基本業務(児童の療育・保護者研修)にある委託料を支払うが、専門療育機関は、事業実施前にあらかじめ児童福祉法第21条の5の2第1号に定める児童発達支援に係る指定通所支援の事業を実施する事業者として本市の指定を受け、児童の療育については、指定障がい児通所支援による収入(障がい児通所給付費および利用者負担収入)を得ることとし、見込まれる収入額を控除した額を業務委託料として設定している。

なお、本業務契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算の削減又は削除があった場合には、発注者は、この契約(一部含む。)を変更し、又は解除することができる。(各年度予算が変更された場合は、受注者と協議の上、契約の一部を変更して契約を締結する場合がある。)

受注者が履行場所において他の事業を併せて実施する場合は、他の事業の実施にかかる経費は受注者が全額負担する。なお、履行場所で他の事業を実施する場合、受注者はこの事業に係る経理と履行場所で他の事業に係る経理を明確に区分し、会計に関する帳簿及び利用者に関する記録を整備しておかなければならない。

「**下表**」

(1) 基本業務(児童の療育・保護者研修)

① 受入人数 40名

(単位：円/年)

定員 (40名)	児童の療育 (一人あたり)	保護者研修 (一人あたり)	必要経費(人件費,物件費) A	事業費収入 B	委託料額 A-B
令和7年度 (9月~3月末)	10回	4~5回	10,500,000	5,250,000	5,250,000
令和8、9年度	20回	8~10回	18,000,000	9,000,000	9,000,000
令和10年度 (4月~8月末)	10回	4~5回	7,500,000	3,750,000	3,750,000

② 受入人数 60名

(単位：円/年)

定員 (60名)	児童の療育 (一人あたり)	保護者研修 (一人あたり)	必要経費(人件費,物件費) A	事業費収入 B	委託料額 A-B
令和7年度 (9月~3月末)	10回	4~5回	14,600,000	7,600,000	7,000,000

令和8、9年度	20回	8～10回	25,000,000	13,000,000	12,000,000
令和10年度 (4月～8月末)	10回	4～5回	10,400,000	5,400,000	5,000,000

※事業費収入は、児童福祉法に基づく法定給付である障がい児通所給付費を見込んでいる。

※本事業は、第二種社会福祉事業に該当するため消費税非課税となる。

※新規事業者が選定された場合は、初年度開設準備業務(受入れ体制の整備等)費用を別途契約にて支払う。

(2) 学齢児受入れ加算

学齢児(放課後等デイサービス)を受入れる場合、未就学児(児童発達支援)との法定給付費との差額分を考慮し、1人単位で加算を行う。

*児童1人当たりの加算額 70,000円/人 [児童の療育 20回]

*児童1人当たりの加算額 35,000円/人 [児童の療育 10回]

(3) 地域支援加算

児童発達支援および放課後等デイサービスの指定を受けている事業者で本事業を受注する際、児童発達支援センターとの法定給付費との差額を考慮し、未就学児、学齢児それぞれ1人単位で加算を行う。

*児童1人当たりの加算額 40,000円/人 [児童の療育 20回]

*児童1人当たりの加算額 20,000円/人 [児童の療育 10回]

(4) 委託料の支払い

会計年度(各年4月1日から翌年3月31日まで)ごとに受注者からの請求により支払う。なお、概算払いに関する特約条項第1条第2項に定める予定の支払限度額を上限額とし、支払い方法は、業務の実情を考慮し、四半期ごとの概算払を予定している。

また、**下表**で示している事業費収入額は想定であり、年度末及び契約終了時の精算時は実際の収入額を計上のうえ報告すること。

正当な理由なく予定していた回数が実施できなかった場合は、後記「(5)委託料の減額」のとおり業務委託料の減額を行うため、精算時に差額を戻入すること。

(5) 委託料の減額

療育実施回数において、正当な理由なく、児童の療育及び保護者の研修の回数が本市の定める回数に満たなかった場合は、以下のとおり業務委託料の減額を行う。

ア 児童の療育 (児童1人1回につき減額する金額)

定員	減額する金額
40名	4,000円
60名	3,500円

イ 保護者の研修(研修1回につき減額する金額)

定員	減額する金額
40名	30,000円
60名	40,000円

※「正当な理由」について

- ・療育利用中の児童や保護者の市外転居や病気等による利用者側の理由により、療育利用継続が困難な状況になった場合でかつ残りの療育回数を利用できる対象者の決定が困難と判断される場合。
- ・療育利用中の児童や保護者の急病等により、利用予定当日までに欠席の連絡があり、保護者との日程調整が困難なため、振替等の対応を行うことができない場合でかつ療育実施に代わる内容の対応を行った場合（電話等により状況確認・助言、資料提示等）。
- ・その他これらに類似する場合であって、受注者と協議のうえ、本市が受注者の責に帰さないと判断した場合。
- ・これらの事由に該当する利用者が発生した場合は、必ず経過記録を作成し、本市が求めた際に提示できるようにしておくこと。

9 再委託の禁止及び公表

- (1) 大阪市発達障がい児専門療育機関業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者は、次に掲げる業務を再委託することはできない。

ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 イ 上記6業務内容(1)から(5)までの業務

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの軽微な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を大阪市発達障がい児専門療育機関業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者

に提出しなければならない。

10 提出書類

受注者は、発注者に次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 本契約締結当初及び毎年度当初に提出する書類
「事業実施計画書」
- (2) 毎年度事業完了後 20 日以内に提出する書類
「精算報告書」
「人権問題研修実施状況」
「合理的配慮にかかる研修実施状況」
- (3) 四半期ごとに提出する書類
四半期実施分の「実績報告書」
- (4) その他
事業内容ごとの実施状況を月次にてとりまとめ、大阪市の求めに応じ報告書の提出を行うこと。

11 注意事項

- (1) 本事業の実施にあたって作成した相談記録、利用者名簿、会計帳簿等、その他必要な帳簿類を作成、整備し、5年以上保存すること。
- (2) 受注者は、利用者および利用者家族のプライバシーの尊重に留意し、個人情報に関係機関と共有する場合は、書面にて利用者の同意を得なければならない。また、守秘義務は委託契約が終了したのちも同様とする。
- (3) 受注者は、ほかの機関との連携が必要となり事前に書面等による承諾を得た場合を除いて、本事業に関して知り得た利用者及びその世帯に関する個人情報等の秘密を漏洩してはならない。
事業の実施にあたり、各事業の担当者が互いに情報を共有化し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、あらかじめ利用者から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の了解を得ておくこと。
同一法人であっても個人情報が他の職員に自由に閲覧できないよう適切に管理すること。個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守し、厳重に取り扱い、その保護に遺漏のないよう十分に留意するとともに、職員に周知徹底すること。
- (4) 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施
受注者は、本事業が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。
- (5) 障がい者虐待の防止
障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者に対する虐待を防止することが極めて重要であるという、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号)についての理念にのっとり、業務を遂行すること。
- (6) 障がい者法定雇用率達成への取組
障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)では、事業主に対し法定雇用率を達成する義務が課されていることから、応募段階で法定雇用率を達成できていない場合は障がい者雇入れ計画に基づき誠実に履行すること。
- (7) 人権研修の実施
受注者は、従事者が基本的人権について正しい認識を持ち業務の遂行をするよう、適

切な研修を実施すること。

(8) 苦情処理体制の整備

- ・苦情処理にあたっては、対応マニュアルの整備、責任者の明示など適切に体制を整備すること。
- ・受注者は、苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- ・業務履行中に利用者等から苦情があった場合は、受注者は速やかに事実確認を行うとともに、必要な措置を講じること。なお、その内容等は速やかに本市へ報告すること。

12 その他

- (1) 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）を遵守すること（別紙特記仕様書参照）。
- (2) 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成18年大阪市条例第16号）を遵守すること（別紙特記仕様書参照）。
- (3) 関係法令及び要綱等を遵守すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は速やかに発注者に報告し、適宜協議、調整の上決定する。
- (5) 上記5に定める履行期間に次期の受注者（以下「新受注者」という。）が決まった場合、受注者は円滑に次期事業が開始できるように、新受注者に対し必要な引継ぎを行うこと。
なお、契約期間の途中における契約解除等により業務引継ぎが発生する場合でも受注者は誠実に引継ぎ等を行うこと。

〈仕様書等に関する担当課・連絡先〉

大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター 相談課

発達障がい者支援グループ

〒547 - 0026 大阪市平野区喜連西 6 - 2 - 5 5

大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター 3階

電話：06-6797-6560

E-Mail：fa0034@city.osaka.lg.jp